発費の額を記入すること。

17　5 6「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第２条第２項に規定する大型自動車（以下単に「大型自動車」という。）のうち、同法第３条第１項第２号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第３項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第５条第１項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があつた場合においては、同条第２項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第３条第２項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第１項第４号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。

18　5 7「ＩＳＯ９００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

19　5 8「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

20　5 9「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

21　6 0「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の１％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

22　6 1「ＣＰＤ単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前１年のうちに取得したＣＰＤの単位数（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は１人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第７条の３第３号若しくは第１８条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の第一次検定に合格した者（第１８条の３第２項第１号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

23　6 2「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前３年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の３年前の日において受けている評価の区分より１以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前３年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の２第２号チ又は同条第４号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前３年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示すること。

17　5 7「ＩＳＯ９００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

18　5 8「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

19　5 9「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

20　6 0「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の１％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示すること。